

会社法第 801 条第 1 項に基づく開示書面

2023 年 2 月 1 日

株式会社メドレー

2023年2月1日

## 吸収合併に関する事項を記載した書面

東京都港区六本木六丁目10番1号  
株式会社メドレー  
代表取締役社長 瀧口 浩平

当社は、2022年12月19日付け吸収合併契約に基づき、2023年2月1日を効力発生日とし、当社を吸収合併存続会社、株式会社 Tenxia（本店：東京都文京区本郷2-15-10 第二大平ビル401。以下、「消滅会社」といいます。）を吸収合併消滅会社として吸収合併をし（以下、「本合併」といいます。）、当社が消滅会社の権利義務一切を承継いたしました。そこで、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条各号に基づき本書面を作成し、会社法第801条第3項第1号に基づき本書面を当社本店に備置致します。

### 1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2023年2月1日

### 2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条及び第787条並びに第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

- (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続  
消滅会社の発行済株式全部を当社が保有しておりますので、該当事項はありません。
- (2) 反対株主の買取請求  
消滅会社の発行済株式全部を当社が保有しておりますので、該当事項はありません。
- (3) 新株予約権買取請求  
消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。
- (4) 債権者の異議  
消滅会社は、その債権者に対して、会社法第789条第2項及び第3項の規定による公告を、2022年12月28日付け官報及び電子公告により行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

### 3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

- (1) 会社法第796条の2の規定による手続の経過  
本合併は、会社法第796条第2項に定める簡易合併によるため、該当事項はありません。

ません。

(2) 反対株主の買取請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併によるため、該当事項はありません。なお、当社は会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2022 年 12 月 28 日付けで株主に対し電子公告を行いました。

(3) 債権者の異議

当社は、その債権者に対して、第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定による公告を、2022 年 12 月 28 日付け官報及び電子公告により行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は 2023 年 2 月 1 日をもって、消滅会社における資産、負債、契約上の地位及びこれらに付随する権利義務の一切を消滅会社より承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く）（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2023 年 2 月 1 日以降速やかに会社法第 921 条の変更登記を申請する予定です。

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

(1) 金銭等の交付、資本金及び資本準備金に関する事項

当社が消滅会社の全株式を所有しているため、本合併に際して、金銭等の交付並びに資本金及び資本準備金の増加はありません。

以上

別紙

会社法第 782 条第 1 項に基づく開示書面

2022 年 12 月 28 日

株式会社 Tenxia

2022年12月28日

## 吸収合併に係る事前開示書面

東京都文京区本郷 2-15-10 第二大平ビル 401  
株式会社 Tenxia  
代表取締役 岡部 匡志

当社は、2022年12月19日付け吸収合併契約に基づき、2023年2月1日を効力発生日とし（以下、「本効力発生日」といいます。）、株式会社メドレー（本店：東京都港区六本木六丁目10番1号。以下、「存続会社」といいます。）を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社として吸収合併し（以下、「本合併」といいます。）、存続会社が当社の権利義務（資産及び負債を含みます。）一切を承継することになりました。  
そこで、法令の定めに従い、本合併に関し、本書面を当社本店に備置致します。

### 1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項第1号）

別紙1のとおりです。

### 2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号及び第3項）

本合併を行うにあたり、存続会社は当社の株主に対し、存続会社の株式の交付及び割当てを行いません。存続会社が、当社の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際し、存続会社は当社の株主に対し、存続会社の株式の交付及び割当てを行わないことは相当と考えます。

なお、当社には、共通支配下関係にない株主は存在しません。

### 3. 合併対価について参考となる事項（会社法施行規則第182条第1項第2号及び第4項）

該当事項はありません。

### 4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号及び第5項）

該当事項はありません。

## 5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号及び第6項）

### (1) 存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

### (2) 存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当事項はありません。

### (3) 存続会社について、最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①存続会社は、2022年9月30日付けで当社の株式143,805株を譲渡価格259,136,610円で譲り受け、当社を完全子会社化しております。

②存続会社は、2022年3月25日付け株主総会決議に基づき、以下のとおり資本金の額の減少を行いました。

#### a. 減少する資本金の額

資本金の額6,716,998,700円のうち6,706,998,700円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を10,000,000円といたしました。

#### b. 効力発生日

2022年6月1日

### (4) 当社について、最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社が、株式会社マイナビとの間で締結していた2021年6月1日付け業務提携に関する個別契約書（2022年4月22日付け覚書、同日付け業務提携に関する変更確認書及び2022年5月30日付け業務提携に関する変更確認書による変更後のもの。）及び2019年12月3日付け業務提携契約書（2022年4月22日付け業務提携に関する変更確認書による変更後のもの。）は、2022年9月30日をもって終了いたしました。

## 6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関

**する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）**

本効力発生日後の存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、現在のところ、本効力発生日以後における存続会社の債務の履行に重大な支障を及ぼすような大幅な減収及び損失等は発生しておりません。

さらに、本効力発生日以後の存続会社の財務及び損益の状況については、存続会社の負担すべき債務の履行に重大な支障を及ぼすような事態は、今のところ予測されておりません。

以上より、本効力発生日以後における存続会社の債務につき、履行の見込みがあるものと考えます。

以上

別紙2 存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

# 事業報告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、医療や介護の提供体制を担う人材の不足や財源問題が引き続き継続し、有効求人倍率も全産業平均と比較して高い水準で推移いたしました。また、新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）の感染の再拡大を受け、2021年4月に、東京・大阪等の大都市圏を中心とした緊急事態宣言が発令され、同年6月に沖縄県を除き解除されました。しかしながら、再度7月に東京に同宣言が発令され、8月にはさらに神奈川・埼玉・千葉・大阪に対象地域が再拡大し、同年9月に解除されました。また、主に発症や重症化の予防が期待されるワクチンの接種が全国的に開始され、4月以降、急速にワクチン接種者数が増加しました。

このような事業環境のもと、人材プラットフォーム事業の売上高は、人材採用システム「ジョブメドレー」においてワクチン接種による採用プロセスの遅延等の影響が主に医科・介護領域にて発生したものの、株式会社メディパスのオンライン研修事業が同社の連結子会社化により加わったこと等により、増収となりました。また、医療プラットフォーム事業においても、医療機関のワクチン接種対応による影響が一部見られたものの、プロダクトの販売が堅調に推移したことに加え、連結子会社化した株式会社メディパスの一部事業及び株式会社パシフィックメディカルの事業が加わったこと等により、増収となりました。売上高が伸長する一方で、引き続き事業規模拡大に向けて人材プラットフォーム事業におけるシステムの機能開発や人員増強等の継続成長投資、並びに医療プラットフォーム事業における開発人員の増強をはじめとした先行投資を積極的に実施しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高10,863,568千円（前年同期比59.0%増）、EBITDA1,218,778千円（前年同期比124.6%増）、営業利益733,247千円（前年同期比85.1%増）、経常利益743,485千円（前年同期比75.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は563,251千円（前年同期比23.5%増）となりました。

なお、人材プラットフォーム事業においては、当社グループのサービスを利用して入職した求職者が求人事業所に入職した日付を基準として売上高を計上しているため、一般的に年度の始まりとされている4月に入職が増え、同月に売上高が偏重する傾向があります。その

ため、当社グループの業績は、第2四半期連結会計期間に売上高が偏重する傾向があります。

セグメントごとの業績を示すと、以下のとおりです。

なお、セグメント間取引消去額及びセグメントに配賦されていない全社共通費用の総額は1,956,740千円（前年同期比36.6%増）です。

① 人材プラットフォーム事業

当連結会計年度では、人材採用システム「ジョブメドレー」において、引き続きCOVID-19のワクチン接種による入職時期の遅延等、採用プロセスへの影響が一定程度見られたものの、利便性の向上に向けたサービスサイトの機能改善を継続的に実施したこと等により応募数が伸長し、顧客事業所数が前連結会計年度末比17.4%増の253,000件強、掲載求人数は前連結会計年度末比17.5%増の252,000件強となりました。また、2021年3月に連結子会社化（完全子会社化）した株式会社メディパスのオンライン研修事業が当セグメントに加わり、順調に推移しました。

以上の結果、セグメント売上高は7,878,737千円（前年同期比39.4%増）、全社共通費用配賦前のセグメント利益（営業利益）は3,188,694千円（前年同期比34.5%増）となりました。

② 医療プラットフォーム事業

当連結会計年度においては、引き続き医療機関におけるCOVID-19のワクチン接種対応による影響を一定程度受けたものの、2021年1月に中小病院向けの電子カルテ「MALL」の開発及び提供を行う株式会社パシフィックメディカルを連結子会社化した結果、医療プラットフォーム事業全体の利用医療機関数は前連結会計年度に引き続き増加し、前連結会計年度末比89%増の10,611件に至っております。また、オンライン医療事典「MEDLEY」においては、継続的なコンテンツの更新及び拡充を実施しました。加えて、2021年3月に連結子会社化（完全子会社化）した株式会社メディパスの一部事業が当セグメントに新たに加わりました。

以上の結果、セグメント売上高は2,676,746千円（前年同期比149.7%増）、全社共通費用配賦前のセグメント損失（営業損失）は457,258千円（前年同期は営業損失461,415千円）となりました。

なお、当該営業損失が発生している要因としては、主にかかりつけ薬局支援システム「Pharms」の新規利用医療機関の獲得や機能拡充、及びクラウド診療システム「CLINICS」の患者ユーザー向け機能拡充に向けた成長投資に加え、株式会社パシフィックメディカル及び株式会社メディパスの連結子会社化によるのれん償却費の計上等が挙げられます。

### ③ 新規開発サービス

当連結会計年度においては、「介護のほんね」は継続的なコンテンツ拡充及び紹介可能施設数の拡充のための積極的な営業活動を実施しました。また、株式会社メディアパスの一部事業が当セグメントに加わりました。

以上の結果、セグメント売上高は308,284千円（前年同期比184.9%増）、全社共通費用配賦前のセグメント損失（営業損失）は41,447千円（前年同期は営業損失80,682千円）となりました。

なお、当該営業損失が発生している要因としては、「介護のほんね」の最適な収益構造の確立に向けた投資を実施していることが挙げられます。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は243,120千円であります。その主なものは、当社グループの事業運営を行うためのソフトウェアの開発160,449千円であります。

なお、当連結会計年度におきまして重要な設備の除却、売却はありません。

## (3) 資金調達の状況

当社は、2021年5月11日に第三者割当増資により5,132,050千円の資金調達を行いました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、「医療ヘルスケアの未来をつくる」というミッションを掲げ、医療ヘルスケア領域において事業を展開しております。インターネット技術等を活用して医療ヘルスケア領域のデジタルトランスフォーメーションを推進し、患者と医療従事者の双方にとって納得できる医療を実現することを目指しております。

また、当社グループは、長期フリーキャッシュ・フローの最大化を重視しており、現在はその源泉となる売上高及び売上高総利益を大きくするフェーズであると考えております。その中期目標として、2025年売上高230億円というマイルストーンを設定し、積極的な投資により早期達成を目指しています。

具体的には売上高を「顧客事業所数」×「ARPU（注）」に分解し、「顧客数の最大化」と、「ARPUの継続改善」に取り組んでおります。これらのために、継続的な顧客獲得に加え、当社グループの顧客によるサービス利用率の向上や、プロダクトラインナップの強化に積極的な投資を行ってまいります。

(注) ARPU (Average Revenue Per User) とは、当社グループの顧客事業所当たりの売上額を指します。

上記を踏まえ、当社グループが対処すべき課題として、以下のような課題を認識し、これに対処してまいります。

##### ① 高い売上高成長率の継続のための規律ある成長投資の実行

当社グループでは、高い売上高成長率の継続のために、既に収益化している既存事業への成長投資のみならず、新規事業開発に積極的に取り組んでいくことが重要であると考えております。

経営の安定性の観点から、全社での黒字を確保できる範囲内であることを原則とした積極的な成長投資を実行しております。新規事業開発においては、当社グループの既存事業とのシナジーを活かすことを重視しております。各事業への投資に関しては、複数の分析指標を用いて費用対効果及び投資回収期間などの評価を行うとともに、ユニットエコノミクスが健全化したプロダクトについては、プロダクト毎に黒字化のタイミングを設定しております。

今後も、高い売上高成長率の継続のため、規律ある成長投資を実行してまいります。

② 事業連携及びM&Aの取り組み

当社グループは、長期フリーキャッシュ・フローの最大化のために、事業連携及びM&Aの取り組みが有用であると認識しております。当社グループが有する顧客基盤やプロダクトラインナップの活用等のシナジーを重視した事業連携及びM&Aを積極的に実施することで、全社としての収益力強化に取り組んでまいります。

③ 組織体制の整備

当社グループは、顧客基盤の拡大、サービスの利便性向上及び新規サービスの開発等の多面的な取り組みにより高い売上高成長率を継続していくため、医師・エンジニアをはじめとする多様なバックグラウンドを有する優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると認識しております。当社グループの経営理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が高いモチベーションを持って働ける就業環境や人事制度の整備を行うことで、組織力の強化を目指してまいります。

④ システムの安定稼働と強化

当社グループは、インターネット技術を活用して事業を運営していることから、事業運営上、システムの安定稼働が極めて重要であると認識しております。このため、当社グループは、利用者の増加、取扱データ容量拡大に応じたサーバーの増強を含め、システム安定化のための人員確保及び継続的なシステム強化に取り組んでまいります。

⑤ 情報管理体制の強化

当社グループは、医療ヘルスケア領域のデジタルトランスフォーメーションに取り組む中で、エンドユーザー(求職者や患者等)の個人情報を中心とした情報資産を当社グループのシステム上に多く保有しております。かかる個人情報を中心とした情報資産の管理を強化していくことが、当社グループミッションの達成に向けた当社グループへの社会からの信頼性構築のために非常に重要であると考えております。個人情報やインサイダー情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内研修の実施、セキュリティシステムの整備、及び各種セキュリティ認証の取得等により、情報管理体制の強化徹底を図ってまいります。

⑥ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループは、現在成長段階にあり、継続的な成長を続けることのできる強固な組織基盤の確立に向けて、コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の更なる強化が経営上の重要な課題であると認識しております。特に、事業連携及びM&A等を実施しながら事業拡大を行っていくことを前提に、子会社管理体制を強化し、連結グループとしての財務報告の信頼性確保並びにコンプライアンス体制及び内部管理体制の強化を図ってまいります。

⑦ リスク管理体制の強化

当社グループでは、顧客数の最大化と、ARPUの継続改善に今後も取り組んでいく中で、事業領域を継続的に拡大し、サービスの機能を拡充していくことを企図しています。そのような中で、顧客やエンドユーザー(求職者や患者等)からのクレーム対応や、新たに発生する想定リスクを堅実に管理していく体制を強化することが重要であると認識しております。このため、当社グループではリスク管理を統括する内部組織としてリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の強化を図っております。リスク管理委員会は、当社グループの経営及び事業運営にリスク管理の視点を定着させることをミッションとし、取締役会においてその活動報告を行うこととなっている等、より実効的なリスクマネジメント体制を構築することを基本方針としています。また、2018年1月に内部監査部門を新設しておりますが、今後とも当社グループではリスク管理を含めた内部管理体制の強化に努めてまいります。

⑧ 知名度の向上

当社グループは、運営するサービスの飛躍的な成長にとって、医療ヘルスケア領域の事業所のみならず、エンドユーザー(求職者や患者等)における健全な知名度の向上が必要であると考えております。また、当社グループの知名度の向上は、他企業との提携等も含めた事業展開をより有利に進めることや、サービスを支える優秀な人材を採用・確保することに寄与すると考えております。そうした考えから、当社グループでは、各サービスの知名度の向上を目指した広告宣伝活動に加え、全社的な広報活動を推進してまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第 10 期	2019年度 第 11 期	2020年度 第 12 期	2021年度 (当連結会計年度) 第 13 期
売 上 高	— 千円	4,765,312 千円	6,830,791 千円	10,863,568 千円
経 常 利 益	— 千円	178,347 千円	422,687 千円	743,485 千円
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△)	— 千円	△381,226 千円	455,986 千円	563,251 千円
1株当たり当期純利益又は 当 期 純 損 失 ( △ )	— 円	△14.87 円	15.69 円	17.79 円
総 資 産	— 千円	5,400,488 千円	15,519,992 千円	20,208,356 千円
純 資 産	— 千円	3,359,789 千円	9,717,594 千円	14,049,572 千円
1 株 当 たり 純 資 産 額	— 円	118.88 円	314.53 円	438.43 円

(注) 当社グループでは、第11期より連結計算書類を作成しておりますので、第10期の各数値は記載しておりません。

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第 10 期	2019年度 第 11 期	2020年度 第 12 期	2021年度 (当期) 第 13 期
売 上 高	2,933,043 千円	4,685,023 千円	6,717,286 千円	9,032,669 千円
経常利益又は経常損失(△)	△87,829 千円	186,900 千円	433,883 千円	770,642 千円
当期純利益又は当期純損失(△)	△153,562 千円	△381,226 千円	467,605 千円	653,499 千円
1株当たり当期純利益又は 当 期 純 損 失 ( △ )	△5.88 円	△14.87 円	16.09 円	20.64 円
総 資 産	2,310,889 千円	5,382,634 千円	15,430,110 千円	18,826,319 千円
純 資 産	1,090,468 千円	3,359,789 千円	9,729,213 千円	14,070,995 千円
1 株 当 たり 純 資 産 額	41.26 円	118.88 円	314.91 円	441.63 円

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社パシフィックメディカル	32,000千円	80%	医療プラットフォーム事業
株式会社メディパス	100,000千円	100%	医療プラットフォーム事業

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社を含む6社であります。

### ③ その他

2021年1月4日付で株式会社パシフィックメディカルの80%の株式を取得し、当社の子会社といたしました。

2021年2月26日付で株式会社メディパスの全株式を取得し、当社の完全子会社といたしました。

## (7) 主要な事業内容

事業	事業内容
人材プラットフォーム事業	人材採用システム「ジョブメドレー」を運営 オンライン研修システムを運営
医療プラットフォーム事業	クラウド診療支援システム「CLINICS」を運営 調剤薬局向けシステム「Pharms」を運営 医療情報提供サービス「MEDLEY」を運営 病院向け電子カルテ「MALL」を運営
新規開発サービス	介護施設検索サイト「介護のほんね」を運営

## (8) 主要な事業所（2021年12月31日現在）

### ① 当社

本 社	東京都港区六本木三丁目2番1号
-----	-----------------

### ② 子会社

株式会社パシフィックメディカル	高知県宿毛市幸町5番12号
株式会社メディパス	東京都品川区西五反田二丁目29番5号

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
719 (75) 名	225名増 (30名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に直近1年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
589 (29) 名	115名増 (3名減)	31.5歳	2.4年

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に直近1年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

2. 従業員数が最近1年間において115名増加しておりますのは、当社の事業規模の拡大によるものであります。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,350,000 千円
株式会社りそな銀行	281,669 千円
株式会社日本政策金融公庫	185,380 千円
株式会社四国銀行	111,675 千円
株式会社みずほ銀行	100,400 千円

(注) 当社グループは資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引銀行4行との間にコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 32,462,500株（うち自己株式603,100株）  
 （注）2021年5月11日を払込期日とした第三者割当増資により発行済株式総数が、933,100株増加しております。
- (3) 株主数 17,308名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
瀧口 浩平	5,962,600 株	18.72 %
豊田 剛一郎	3,455,800	10.85
CREDIT SUISSE (LUXEMBOURG) S.A. / CUSTOMER ASSETS, FUNDS UCITS	1,700,000	5.34
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,511,002	4.74
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	1,375,700	4.32
株式会社NTTドコモ	933,100	2.93
PICTET AND CIE (EUROPE) SA, LUXEMBOURG REF: UCITS	614,800	1.93
MORGAN STANLEY & CO. LLC	466,685	1.46
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 384513	457,600	1.44
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	450,000	1.41

- (注) 1.当社は、自己株式を603,100株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2.持株比率は、自己株式（603,100株）を控除して計算しております。  
 3.2021年11月9日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2021年11月2日現在で Polar Capital LLPが1,777,300株（保有割合5.52%）保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社の企業価値の継続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主と一層の価値共有を進めることを目的として、取締役(社外取締役を除く)を対象に、譲渡制限付株式報酬を付与するため次のとおり株式を交付しております。

区 分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	10,500株	5名

(注) 1.当社の株式報酬の内容につきましては「3.(4)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

2.当事業年度中に当社が社外取締役及び監査役に対して交付した株式はありません。

(6) その他株式に関する事項

自己株式の取得

① 取締役会決議に基づく取得による増加

取得対象株式の種類及び数	普通株式 600,000株
取得価額の総額	1,763,973,000円
取得した期間	2021年11月15日から2021年12月15日まで
取得方法	東京証券取引所における市場買付

② 譲渡制限付株式の付与対象者の退職に伴う無償取得による増加：3,100株

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(2021年12月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
瀧口 浩平	代表取締役社長	株式会社ミナカラ 代表取締役
田丸 雄太	取締役	コーポレート本部長 MEDS株式会社 代表取締役
石崎 洋輔	取締役	人材プラットフォーム本部長
平山 宗介	取締役	CTO 医療プラットフォーム本部長
河原 亮	取締役	CFO IRファイナンス室長
島 佑介	取締役	医療プラットフォーム副本部長 株式会社パシフィックメディカル 代表取締役医師 株式会社オーティーオー 代表取締役副社長
豊田 剛一郎	取締役 (医師)	事業連携推進室長
古谷 昇	社外取締役	有限会社ビーフル 代表取締役 コンビ株式会社 社外取締役 株式会社ジーンズホールディングス 社外取締役 サンバイオ株式会社 社外取締役
岩瀬 大輔	社外取締役	Tiger Gate Capital Limited Director KLKTNLimited Co-Founder Chief Executive Officer YCP Holdings (Global) Limited Limited Director
星 健一	社外取締役	kenhoshi&Company 代表 オイシックス・ラ・大地株式会社 執行役員 AI inside株式会社 社外取締役
高野 秀敏	社外取締役	株式会社キープレイヤーズ 代表取締役 株式会社エージェントセブン 代表取締役
表 昇平	常勤監査役	—
加藤 啓一	社外監査役	—
蒲地 正英	社外監査役	蒲地公認会計士事務所 代表 税理士法人カマチ 代表社員 株式会社will consulting 代表取締役 バリュエンスホールディングス株式会社 社外取締役

- (注) 1.2021年3月26日開催の第12期定時株主総会において、島佑介氏、岩瀬大輔氏及び星健一氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- 2.高野秀敏氏、古谷昇氏、岩瀬大輔氏、星健一氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
- 3.加藤啓一氏、蒲地正英氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 4.蒲地正英氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 5.当社は、取締役高野秀敏氏、古谷昇氏、岩瀬大輔氏及び星健一氏、監査役加藤啓一氏及び監査役蒲地正英氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額としておりません。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者の業務遂行責任（善管注意義務違反・経営判断の誤り等）に起因して株主・投資家、従業員その他の第三者に対する役員個人が負担すべき以下の法律上の損害賠償金及び争訟費用を保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、その他重要な使用人であり、保険料は全額当社で負担しております。

- ① 取締役、監査役などの個人被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用
- ② 個人被保険者に対してなされた損害

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

#### a. 取締役報酬について

##### (a) 報酬の決定方針及び決定方法

当社の取締役の報酬等の基本方針の決定権限を有する者は取締役会であり、当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、以下を「取締役報酬の基本方針」として決議しております。

- イ 当社の取締役の報酬は、中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。
- ロ 社内（業務執行）取締役の報酬の決定方針は、以下のとおりとする。

(イ) 基本方針

当社のミッションである「医療ヘルスケアの未来をつくる」に向けて前進し、中長期的な企業価値の向上に対して適切なインセンティブを与えられる制度とする。

(ロ) バランス

過度なリスクテイクを志向する制度とならぬよう、基本報酬と業績に連動した報酬の適切なバランスを志向するものの、成長性の確保に重点を置き、基本報酬に対する業績連動報酬の割合については、同業種他社の水準と比較して業績連動報酬の比率を高くする。

(ハ) 報酬総額

同等程度の規模（売上高、時価総額、従業員規模等）の同業種の企業との比較においてトップクラスの報酬水準とし、優秀な人材が確保できる制度とする。

(二) 基本報酬

基本報酬については、各取締役の市場価値、各種統計資料とのベンチマーク比較等も参考にしながら決定を行う。

(ホ) 業績連動報酬

業績に連動する報酬については、中長期での企業価値向上へのインセンティブを重視するために、単年度の業績に連動するいわゆる業績連動賞与は導入せず、株主と経営陣での利害関係が共有される株価連動報酬（株式報酬）を採用する。

(ヘ) 社外取締役の報酬の決定方針は、以下のとおりとする。

- i. 取締役の業務執行の監督という役割を踏まえて取締役ごとに個別に決定を行う。
- ii. 独立性の観点から、業績に左右されない現金固定報酬のみとし、ガバナンスの役割期待及びリスクに見合った報酬額とする。

当社では、取締役の報酬を決定する取締役会に先立ち、取締役の個別報酬額について以下の概要に記載する報酬諮問委員会の諮問を受けることを定めています。

(報酬諮問委員会の概要)

- ① 報酬諮問委員会規程の定めるところに従い、独立社外取締役及び取締役会の決議により選任された取締役で構成する。
- ② 委員の員数は3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役とする。
- ③ 委員長は、取締役会の決議によって独立社外取締役の中から選任する。
- ④ 報酬諮問委員会は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針及び個人別の報酬額等の内容、その他必要な基本方針、規則及び手続等の制定に関して審議を行い、取締役会に対して助言・提言を行う。

(b) 報酬の構成及び決定に至る過程

取締役の報酬等の額については、2015年3月30日開催の第6期定時株主総会において、年額200百万円以内（なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しており、当該決議時点の対象となる取締役の員数は4名です。

また、2021年3月26日開催の第12期定時株主総会において、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の利害共有を進めること等を目的として、取締役（社外取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しており、当該決議時点の対象となる取締役の員数は11名です。当制度による報酬は、上記の取締役報酬である200百万円の報酬枠とは別枠で、年額200百万円の範囲内で付与することとしており、割当てを受ける譲渡制限付株式の総数は年3万株以内としております。

当事業年度においては、各取締役の報酬額の決定については、取締役会の決議に基づき代表取締役に一任しており、各取締役の報酬額は、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等を勘案して決定しております。決定を委任した理由は、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等につき各取締役の個別の事情を踏まえるためです。

なお、2021年2月26日開催の取締役会において、個別の社内（業務執行）取締役の基本報酬と株式報酬の比率、及び、社外取締役の報酬の総額については報酬諮問委員会への諮問を踏まえて取締役会において決定する方針を決議しており、代表取締役は報酬諮問委員会が定めた方針に沿って取締役会が委任した権限の範囲内で各取締役の報酬を決定するものとしております。

当事業年度の取締役の報酬等は、代表取締役が、報酬諮問委員会への諮問を踏まえた取締役会からの委任の範囲内で、上記の報酬の決定方針に沿って決定したものであり、当社の取締役会は、取締役の報酬等の決定方針に沿うものであると判断しております。

b. 監査役報酬について

監査役については、2020年3月27日開催の第11期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しており、当該決議時点の対象となる監査役の員数は4名です。各監査役の報酬額については、監査役の協議により決定しております。

② 当該事業年度の取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	142 (14)	127 (14)	－ (－)	15 (－)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	19 (6)	19 (6)	－ (－)	－ (－)	3 (2)

(注) 1.非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。  
2.上記の非金銭報酬等の額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した金額です。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	古谷 昇	有限会社ビークル 代表取締役 コンビ株式会社 社外取締役 株式会社ジズホールディングス 社外取締役 サンバイオ株式会社 社外取締役	特別の利害関係はありません。
社外取締役	岩瀬 大輔	Tiger Gate Capital Limited Director KLKTN Limited Co-Founder Chief Executive Officer YCP Holdings (Global) Limited Limited Director	特別の利害関係はありません。
社外取締役	星 健一	kenhoshi&Company 代表 オイシックス・ラ・大地株式会社 執行役員 AI inside株式会社 社外取締役	特別の利害関係はありません。
社外取締役	高野 秀敏	株式会社キープレイヤーズ 代表取締役 株式会社エージェントセブン 代表取締役	(注)
社外監査役	加藤 啓一	—	—
社外監査役	蒲地 正英	蒲地公認会計士事務所 代表 税理士法人カマチ 代表社員 株式会社will consulting 代表取締役 バリュエンスホールディングス株式会社 社外取締役	特別の利害関係はありません。

(注) 社外取締役高野秀敏氏は、株式会社キープレイヤーズの代表取締役、株式会社エージェントセブンの代表取締役を兼務しております。当社とこれらの兼職先との間では、人材の紹介に関する業務委託契約を締結しており、兼職先から紹介を受けた人材を当社が採用する場合は当社にとって利益相反取引に該当することから、当該取引の当社にとっての必要性及び取引条件の合理性を検討のうえ、会社法に従い取締役会決議による個別承認を行っております。同社と当社との間における2021年度の取引実績は1,746千円です。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	古谷 昇	18/18回 (100%)	—	コンサルティング業界における経営経験や上場企業における社外取締役経験による見識を活かし、当社のガバナンス強化や経営戦略について専門的な観点から助言・提言を行っており、取締役会において多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
社外取締役	岩瀬 大輔	18/18回 (100%)	—	国内企業及びグローバル企業における経営経験及び社外取締役経験による見識を活かし、当社の経営戦略や経営体制について専門的な観点から助言・提言を行っており、取締役会において多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
社外取締役	星 健一	18/18回 (100%)	—	グローバル成長企業における経験と見識を活かし、当社の組織運営や事業戦略について専門的な観点から助言・提言を行っており、取締役会において多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
社外取締役	高野 秀敏	18/18回 (100%)	—	採用及び人事領域における経験と見識を活かし、当社の特に人材プラットフォーム事業や組織体制について専門的な観点から助言・提言を行っており、取締役会において多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
社外監査役	加藤 啓一	18/18回 (100%)	14/14回 (100%)	数多くの事業会社での経理・総務等のコーポレート業務に関連した業務経験、経営経験及び監査役としての経営監視の経験と見識を活かした助言・提言を行うとともに、当社の適切な経営監視を行っております。
社外監査役	蒲地 正英	18/18回 (100%)	14/14回 (100%)	税理士及び公認会計士の資格を活かし数多くの事業会社に対する経営アドバイスを行ってきた経験に基づき、財務及び会計に関する高い専門性と豊富な知見と専門的な観点から助言・提言を行うとともに、当社の適切な経営監視を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65,560千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	65,560千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役の全員の同意により、これを解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の適格性又は独立性を害する事由の発生により、適正な職務の遂行が困難であると認められる場合等において、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は14回開催いたしました。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の整備のために、当社では2018年1月24日開催の当社取締役会において、リスク管理規程を新設しました。当該リスク管理規程に基づき、コーポレート本部管掌取締役を委員長とし、各常勤取締役をリスク管理委員とするリスク管理委員会を設立し、当社の事業推進におけるリスクの洗い出し、重点対応リスク項目の決定及びリスク対応施策の実行を実施しております。
- ③ 当社では、コンプライアンスに関する取り組みを強化するため、法務担当部門が開催するコンプライアンス基礎研修を全12回に亘り社員に対して実施いたしました。情報セキュリティ及びインサイダー取引防止体制に関するeラーニングでの全社研修も実施しており、社内でのコンプライアンス意識の向上に努めております。また、コンプライアンス体制強化の目的で、2019年8月に内部通報規程を改定し、常勤監査役に加えて外部弁護士事務所を通報窓口として設定し、窓口の複数化を実施しております。
- ④ 当社では、2018年12月期より専任の内部監査部門を設立しており、当事業年度においても内部監査室が定めた内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施しました。
- ⑤ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ⑥ 当社グループの子会社では、当社のコーポレート本部が中心となり社内規程の整備、各種研修の実施を行いました。また、子会社の内部監査についても内部監査計画に基づきこれを実施しております。

### (2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

### (3) 親会社等との取引に関する事項

該当事項はありません。

### (4) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

#### (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけております。現在、当社は引き続き成長過程にあると考えており、持続的成長に向けた積極的な投資に資本を充当していくことが株主の皆様に対する最大の利益還元につながると判断しております。このことから創業以来配当は実施していません。

将来的には、各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案したうえで株主の皆様に対して利益還元策を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定です。さらに、株価や経営環境の変化に対する機動的な対応や資本政策及び株主の皆様に対する利益還元策の一つとして、自己株式の取得も適宜実施していく方針であります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,541,314</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,341,685</b>
現金及び預金	14,294,462	買掛金	109,627
売掛金	848,687	1年内返済予定の長期借入金	934,240
商品及び製品	39,066	未払金	804,317
仕掛品	3,412	未払費用	92,920
前払費用	168,936	前受金	539,248
その他	206,463	預り金	169,394
貸倒引当金	△19,715	未払法人税等	376,215
<b>固定資産</b>	<b>4,600,354</b>	未払消費税等	198,773
<b>有形固定資産</b>	<b>166,755</b>	返金引当金	15,472
建物	85,640	勤続支援金引当金	24,045
機械及び装置	4,455	その他	77,429
工具、器具及び備品	35,485	<b>固定負債</b>	<b>2,817,098</b>
車両運搬具	4,059	長期借入金	2,172,267
土地	37,113	繰延税金負債	518,442
<b>無形固定資産</b>	<b>2,584,301</b>	その他	126,389
ソフトウェア	307,640	<b>負債合計</b>	<b>6,158,783</b>
のれん	819,076	<b>(純資産の部)</b>	
顧客関連資産	1,456,948	<b>株主資本</b>	<b>13,968,250</b>
その他	635	資本金	6,695,087
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,849,297</b>	資本剰余金	8,517,035
投資有価証券	905,636	利益剰余金	520,100
繰延税金資産	256,468	自己株式	△1,763,973
敷金	616,277	<b>新株予約権</b>	<b>878</b>
その他	70,915	<b>非支配株主持分</b>	<b>80,444</b>
<b>繰延資産</b>	<b>66,687</b>	<b>純資産合計</b>	<b>14,049,572</b>
<b>資産合計</b>	<b>20,208,356</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>20,208,356</b>

# 連結損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	高価		10,863,568
売上原価	価		3,877,788
売上総利益	益		6,985,780
販売費及び一般管理費	費		6,252,532
営業利益	益		733,247
営業外収益	益		
受取利息	息	235	
受取成金収入	入	15,605	
受取和解金	金	47,214	
その他	他	15,554	78,609
営業外費用	用		
支払利息	息	18,729	
株式交付費償却	却	27,853	
株式報酬費用消滅	損	11,962	
自己株式取得費用	用	9,172	
その他	他	654	68,371
経常利益	益		743,485
特別利益	益		
事業譲渡益	益	22,390	
固定資産売却益	益	17	22,408
特別損失	失		
固定資産廃棄損	損	1,033	1,033
税金等調整前当期純利益	益		764,860
法人税、住民税及び事業税	税	354,173	
法人税等調整額	額	△147,194	206,979
当期純利益	益		557,881
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	失		△5,370
親会社株主に帰属する当期純利益	益		563,251

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>14,139,243</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,789,651</b>
現金及び預金	13,419,253	1年内返済予定の長期借入金	866,396
売掛金	417,923	未払金	691,924
前払費用	155,052	未払費用	76,852
その他	166,730	前受金	512,210
貸倒引当金	△19,715	預り金	155,053
<b>固定資産</b>	<b>4,620,547</b>	未払法人税等	267,338
<b>有形固定資産</b>	<b>76,795</b>	未払消費税等	170,701
建物	51,530	返金引当金	15,472
工具、器具及び備品	25,264	勤続支援金引当金	24,045
<b>無形固定資産</b>	<b>284,612</b>	その他	9,655
ソフトウェア	284,612	<b>固定負債</b>	<b>1,965,673</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,259,140</b>	長期借入金	1,965,673
投資有価証券	901,852	<b>負債合計</b>	<b>4,755,324</b>
関係会社株式	2,496,028	<b>(純資産の部)</b>	
敷金	605,697	<b>株主資本</b>	<b>14,070,117</b>
繰延税金資産	237,883	資本金	6,695,087
その他	17,678	資本剰余金	8,517,035
<b>繰延資産</b>	<b>66,528</b>	資本準備金	6,645,087
		その他資本剰余金	1,871,947
		<b>利益剰余金</b>	<b>621,967</b>
		その他利益剰余金	621,967
		繰越利益剰余金	621,967
		<b>自己株式</b>	<b>△1,763,973</b>
		<b>新株予約権</b>	<b>878</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>14,070,995</b>
<b>資産合計</b>	<b>18,826,319</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>18,826,319</b>

# 損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		9,032,669
売 上 原 価			2,837,827
売 上 総 利 益			6,194,841
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			5,451,688
営 業 利 益			743,152
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		427	
助 成 金 収 入		6,557	
受 取 和 解 金		47,214	
貸 倒 引 当 金 戻 入		20,207	
そ の 他		19,345	93,752
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		17,105	
株 式 交 付 費 償 却		27,853	
株 式 報 酬 費 用 消 滅 損		11,962	
自 己 株 式 取 得 費 用		9,172	
そ の 他		169	66,263
経 常 利 益			770,642
特 別 損 失			
固 定 資 産 廃 棄 損		139	139
税 引 前 当 期 純 利 益			770,502
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		229,239	
法 人 税 等 調 整 額		△112,235	117,003
当 期 純 利 益			653,499

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月25日

株式会社モドレー  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齊藤直人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 矢部直哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鴫田直樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社モドレーの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モドレー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月25日

株式会社メドレー  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齊 藤 直 人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢 部 直 哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鴫 田 直 樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メドレーの2021年1月1日から2021年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。